



低所得の子育て世帯へ【ひとり親世帯以外分】 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人につき5万円)を支給します

☎ 保健福祉課 児童福祉係 ☎476-1111(144・145)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うことを目的に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたします。

| | |
|------------------------|---|
| 支給対象者 (養育要件) | <p>次のいずれかに当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)</p> <p>① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者。</p> <p>② 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当・特別児童扶養手当の受給資格の認定又は児童手当・特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた方。(令和5年2月末までに生まれる新生児も対象になります)</p> <p>③ ①②に該当しない方で、令和4年3月31日時点で18歳未満(平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた児童)の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等で日本国内に住所を有する方。</p> |
| 所得要件 | <p>① 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方又は条例の規定により令和4年度住民税(均等割)を免除された方。</p> <p>② ①に該当しない方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。(家計急変者)</p> |
| 給付金の 支給手続き | <p>① 上記【支給対象者(養育要件)】の①②に該当する方で、【所得要件】①に該当する方は申請不要で給付金を受け取れます。(原則公務員は除く) ※対象となる方にはお知らせの文書を送っています。</p> <p>② ①以外の方は、給付金を受け取るためには申請が必要になります。 (例:高校生のみ養育している方、令和4年1月以降収入が急変した方など。)</p> |
| 必要な 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の身分証明書等の写し(マイナンバーカード、運転免許証など) ・受取口座を確認できる書類の写し ・戸籍謄本 ・簡易な収入(所得)見込額の申立書及び収入(所得)を証明する書類 |
| 申請期限 | <p>令和5年2月28日(火)まで(やむを得ない場合を除く)</p> <p>申請は随時受け付けます。</p> |

申請書は児童福祉係や、町HPから取得できます。



▲ 町HP